

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第十四卷 第一號

昭和十一年一月一日發行

## 新年特別號

免稅點以下の小所得者への地方課税	法學博士 神戸正雄
勢力關係の性質	文學博士 高田保馬
ブラジルに於ける移民制限問題	法學博士 山本美越乃
政策研究に就て	經濟學博士 作田莊一
農業政策の擔當者としての産業組合	經濟學博士 八木芳之助
漁村經濟調查論	經濟學士 鱈川虎三
私經濟との比較による財政の本質	經濟學士 中川與之助
自由主義の論據	經濟學士 柴田敬
フランス・フランに就いて	經濟學士 松岡孝兒
山口藩に於ける幕末の洋式工業	經濟學士 堀江保藏
支拂準備の法定に就て	經濟學士 中谷實
獨この漁場入會制度に就いて	經濟學士 岡本清造
積荷單獨海損填補方法の吟味	經濟學士 佐波宣平
ロッシヤの歴史的方法	經濟學士 白杉庄一郎
經營信任會の效果に就いて	經濟學士 大塚一朗
貿易統制の制限性と促進性	經濟學博士 谷口吉彦
酒稅の改正	經濟學博士 汐見三郎
現金の流通と預金の増減	經濟學博士 小島昌太郎
國益主法掛について	經濟學博士 本庄榮治郎
新着外國經濟雜誌主要論題	

# 貿易統制の制限性と促進性

谷 口 吉 彦

## 目次

- 一、貿易統制と貿易制限
- 二、輸入統制の制限性
- 三、輸出統制の促進性
- 四、統制方法の制限性と促進性
- 五、統制目標の制限と促進性
- 六、貿易統制の歴史的必然性

## 一、貿易統制と貿易制限

貿易統制に反対する論者の中には、統制をもつて制限と同様に誤解するものが少くない。例へばわが國民經濟の狀態は、貿易の統制など行ふべきでなく、貿易はます／＼之を促進すべきであると説く論者ありとせば、彼れは明らかに、貿易統制と貿易制限とを混同するものである。

統制と制限とは、言ふまでもなく同義ではない<sup>1)</sup>。統制は意思統制であり、その反対は自然放任である。従つて貿易統制は貿易放任に對立する。貿易活動を全く私人の營利活動に放任することなく、國民經濟の立場から之に意思的統制を加へんとするのが、政策としての貿易統制の主張である。その意思的統制の結果として、貿易數量は甚だしく制限されることもあるが、併し反對にまた、甚だしく促進されることもある。即ち貿易を統制するの結果は、貿易制限ともなり、反對にまた貿易促進ともなるものであつて、制限か促進かは、統制に必然的なるものではない。統制

1) Einzig, P., Exchange Control, 1934, P. 9.

の本質とする所は、自然放任に對する意思統制である。

然るに貿易制限は、貿易數量上の減退であつて、その反對は貿易促進である。制限か促進かは、數量上の減退か増進かを意味し、量的の問題である。之に反して統制か放任かは、質的の問題である。従つて貿易減退か増進かは、また貿易放任の結果としても齎らされる。

かくして統制と制限とは、たゞに抽象的・概念的に混同さるべきでないのみならず、現實に今日の問題となつてゐる具體的の貿易統制について見るも、統制は必ずしも制限を意味してゐない。このことは今日の事實としての貿易統制および政策としての貿易統制が、如何なる歴史的必然性において問題となつて來たか、従つてまた今日の貿易統制が、如何なる目的をもつて遂行されつゝあるか、如何なる方法において實施されつゝあるか、また何を目標に統制されつゝあるか等々について、一應の事實を認識することによつて、必然に明らかとなるであらう。こゝに貿易統制の制限性と促進性につき、再認識を要求さるゝ所以は主としてこの點にある。

## 二、輸入統制の制限性

極めて大まかに言へば、輸入統制には制限的傾向が強い。之に反して輸出統制には促進的傾向が強い。これは何れの國といへども輸入防遏・輸出増進の政策を採つてゐることから來る當然の歸結である。<sup>3)</sup>この點から言へば、今日わが國において現實の問題となつてゐる貿易統制は主とし

2) 拙稿、輸出統制の諸問題 (本誌XXXIX, 2.)

3) 拙著、貿易統制論 p. 81-89.

て輸出統制であるから、吾國では貿易制限よりも寧ろ貿易促進が、現實の問題としての貿易統制でなければならぬ。統制と制限とを混同する論者は、恐らく諸外國における貿易統制が、多くは輸入制限の形を採つて現はれ、それが吾國からの輸出の壓迫となつて、強く吾國の神經を尖らせてゐる所から來る一面の觀察者であるに過ぎない。

輸入統制は多くの場合に、輸入制限の形を採るのは事實であるが、併し必ずしもそれに限つたものではない。國際聯盟委員會の報告には、輸入の統制 (regulation) と制限 (limitation) とを區別すべきことを主張してゐる<sup>4)</sup>。學者の中にはこの區別を否定せんとする者もあるが<sup>5)</sup>、それは可能であるのみならず必要である。即ち單純なる輸入の統制ならば、輸入の總量は從來のまゝに存續せしめ、たゞそれを左右に統制して、例へば輸入割當制を實施して、各國への割當を左右せんとする場合これである。この場合には或國からの輸入は制限せられるが、他の國からの輸入は促進せられ、全體としては制限とも促進ともなつてゐない。即ち單純なる統制である。この種の統制もまた、今日の現實においては必要であつて、かの交換貿易制 (Bater system) の要求に促がされて、輸出の多き相手國から多くの輸入をなし、輸出の少き相手國から少く輸入せんとし、またはこの方法を利用して輸出の増進を計らんとする場合には、輸入を意思統制的に左右に統制せんとするに至るものである。

之に反して輸入制限といふ場合には、まづ從來の正常的な輸入總量を減縮し、この制限された

- 4) League of Nations, Recommendations of the Economic Committee relating to Tariff Policy etc., No. E. 805. 1933. p. 9-10.
- 5) Bailey, S. H., Reciprocity and the Most-Favoured-Nation Clause. (Economica No. 42, 1933. p. 431-435)

る總量を各國に割當てるが如きこれである。今日歐洲諸國において新たな貿易統制の方法として行はるゝ輸入割當制は、多くは輸入制限と同時に輸入統制を目的とするものであり、また廣く輸入統制といふ時は輸入制限をもその中に包含するものではあるが、併し制限を伴はざる單純なる統制もまた、理論的に實踐的に存在しうるものである。而して輸入は何れの國でも之を防遏せんとする根本的要求が強いから、輸入統制が輸入増進を意味することは寧ろ稀ではあるが、併しそれも絶無といふわけではない。例へば日蘭會商が假りに成功して、吾國が一定數量の砂糖の輸入を協定したとすれば、吾國は蘭印砂糖の輸入を意思的に統制せねばならぬが、この場合の輸入統制は寧ろ直接には輸入増加を計らんとするものである。かくの如く普通には制限的傾向の強い輸入統制でさへ、その中には單純なる輸入統制と輸入増進と輸入制限との三つを包含してゐることがわかる。

### 三、輸出統制の促進性

輸出統制は本來的には促進的傾向のものである。從來とても各國は、輸出促進のためにあらゆる努力を續けて、謂はゆる輸出獎勵策を講じて來たもので、是等も廣義においては、輸出放任に對する輸出統制といふことが出来る。統制反對論者の中には、輸出の如きは商人の自由に放任する方が、却つて輸出増進の實を擧げるのでないか、また吾國が今日の程度まで貿易を伸展して來

たのは、寧ろ貿易を自由に放任した爲めではないかと考ふる者もあるが、從來と雖も、貿易を全く個人の自由に放任したるが如きは、何れの國にも殆んど無いといふことが出来る。輸入に對しては關稅政策を採り、輸出に對しては獎勵政策を採つて、あらゆる政策を講じつゝ來てゐる。それにも拘らず、尙ほそれを以つても足らずと做し、最近に至つて新たな意味の貿易統制を見るに至つたものである。

また假りに從來の歴史において、自由放任が貿易伸展の實を擧げえたことは事實であるとしても、その故に今日においてもまた然りとは斷じ難い。何故かと言ふに、大體において從來の如き資本主義發展の前期にあつては、經濟機構一般の自由主義に適應して、外國貿易もまた大體は自由貿易の原則に立つてゐた。従つて斯くの如き時代には、貿易は個人の自由に放任しても、或程度に伸展し得たのであるが、今日の如き資本主義發展の後期に入つて、經濟組織が著しく變革せられ、獨占經濟または統制經濟の進展するに伴つて、外國貿易もまた著しく統制的となつて、全く新たな意味の貿易統制が世界的に行はるゝに至つた時代に、依然として舊來の如き自由放任貿易をもつてしては、積極的な貿易伸展は勿論のこと、從來の貿易状態を消極的に維持することさへ困難である。なるほど一見する所では、輸出貿易の如きは商人の自由進出に放任して、却つて有利な様にも思はれるが、それは從來の如き世界市場が自由に開放されてゐた時代のことであつて、今日の如き市場の世界的狹隘と、各國の政治的統制の加はつた時代には、組合的または國家

的に統一された強力な統制力をもつてするでなければ、今後の貿易伸展は期し得られない。それは歴史的必然性の一つである。<sup>6)</sup>

輸出統制は受動的・消極的であると言はれる。その意味は自ら進んで輸出統制をなすのではなく、相手國の輸入統制の反映として、受動的に已むなく行ふ所の統制であるといふにある。なるほど現實に吾國の問題となつた輸出統制の中には、この種のもものが甚だ多い。かくの如く輸出統制が受動的・消極的であると言ふことは、併しながら他方では、統制の不可避なることを意味してゐる。統制反對論者の中には、統制の可能性を疑ふ論者も少くない。殊に外國貿易の如きを統制することは、そのことの善惡は別として、それが果して可能であるか否かにつき、危惧する者も少くない。併しながらその實踐はすでに現實の事實として、着々と進展しつゝあるのみならず、それは實に今日においては避くべからざる必至の勢である。現にかの日印協定の成立したる後には、人の好むと好まざるに拘らず、對印綿布の輸出は之を統制せざるを得ないではないか、

外國の輸入統制の反映として行はるゝ輸出統制は、直接には輸出制限を意味する様に見える。例へば日印協定の結果として、吾國の綿布輸出を四億ヤードに制限することは、直接には數量の制限ではある。併しながらこの場合にもまた、實は輸出の維持または相對的促進のために之を行ひつゝあるものである。何故かと言ふに、假りにこの場合に綿布輸出を統制せずして、從來と同じくその對印輸出を放任するにおいては、印度における關稅その他による邦品壓迫の結果、吾國

6) 拙著、貿易統制論 p. 24-29.  
拙稿、輸出統制の諸問題 (本誌 KXXIX, 2.)

の綿布輸出は甚だしく減退して、恐らく四億ヤード以下にも落ちこむであらう。この場合の輸出減退に比較すれば、四億ヤードの協定は輸出制限の如く見えても、實は却つて輸出の維持または相對的増進となる。かくの如く考へたればこそ、日印協定は成立したのであつて、若しも印度のなすがまゝに放任しても、尙ほ四億ヤード以上を確實に輸出し得たりとせば、かゝる協定は成立しなかつた筈である。要するに一見するところ輸出制限の如く見える輸出統制でも、根本的には少くとも輸出の維持を計るものである。況んやその他の形における輸出統制の如きは、輸出の促進以外の何ものでもないと言ふことが出来る。

#### 四、統制方法の制限性と促進性

今日の貿易統制が必ずしも貿易の制限を意味するものにあらず、反對にまた貿易の促進をも意味するものであることは、新たなる貿易統制の方法を一瞥することによつて、いよゝゝ明らかとなるであらう。一般に今日の貿易統制の方法上の特徴は、從來の如き關稅による間接方法の代りに、種々の直接方法を用ふる點にある。而して貿易統制における制限と促進との兩面に對應して、統制方法にもまた制限方法と促進方法との二種を區別することが出来る。更にまた前述の如く、輸入統制には制限性つよく、輸出統制には促進性の強いところから、輸入統制の方法には制限的のもの多く、輸出統制の方法には促進的のものゝ多くなるのも、當然の歸結と言はねばならぬ。



第一に、輸入統制の方法として最も多く採用せらるゝ輸入許可制 (licence system) および輸入割當制 (quota system) は、前にも述ぶるが如く、單純なる統制すなはち何等の制限的意味を有せざる單なる統制方法として用ひらるゝこともあるが、併し現實には寧ろ輸入制限の方法として利用せらるゝ場合が多い。況んや輸入促進の方法として用ひらるゝが如きは、殆んどあり得ない。

第二に、貿易調整の方法として採用せらるゝ交換貿易制 (Barter system) は、もと／＼二國間の片貿易を調整して、個別的均衡を齎らさんとするものであるから、理論的には片貿易の小なる側を基準として、謂はゆる消極的調整を計ることもあり得べく、この場合には制限的性質を有つこととなる。併しながら現實に交換貿易制の要求せられるのは、片貿易の入超國の側から、輸出促進策の一つとして、出超國の購買を強制する方法として提案せらるゝ場合が最も多い。例へば蘭領印度が吾國からの入超を調整する方法として、砂糖輸出の促進によるバーター制を提案するが如きこれである。この場合には明らかに、輸出促進方法として用ひられてゐる。然るにバーター制はまた、片貿易の出超國の側から、入超國に行はるゝ種々の輸入制限を緩和するために提案せらるゝことがある。例へば蘭領印度における極端なる輸入制限を撤回せしめんとして、吾國から砂糖輸入によるバーター制を提案するならば、この場合のバーター製は、直接には吾國の輸入促進を齎らすこととなるであらう。而して吾國がこの輸入増加をも忍ぶ所以は、之によつて蘭印への吾が輸出を維持しうるからである。従つてこの場合のバーター制は、間接にはまた輸出の維

持および促進方法として採られたものである。何れの場合たるを問はず、現實のバーター制は、輸出の促進か輸入の促進か何れかの促進的性質を有することは、これによつて明らかであらう。<sup>8)</sup>

第三に、輸出統制の主要な方法は、品質統制・價格統制・數量統制であるか、<sup>9)</sup>これら何れの方法もまた、たとひ直接には或種の制限を加ふるものではあつても、結局の目的とする所は輸出の促進にあつて、決して輸出の制限または減退を目指してゐるものでないことは明らかであらう。例へば嚴密な輸出検査を勵行して、輸出品の品質統制を行ふのは、一見するところ自由な輸出を制限する様ではあるが、併し品質劣悪なる粗製濫造品を自由に輸出するのは、輸出品の信用を墮して、結局において輸出減退の結果を招くことは明らかであるから、品質統制は輸出の永續的促進を計る有効な方法である。また價格統制も直接には何ら數量上の制限または促進をなすものではないが、濫賣または賣崩しを統制することは、一時的には或は輸出數量を制限する結果となることはあつても、結局においては、堅實なる輸出促進となるものである。何となれば一時の無謀な競争のために、生産費以下のダンピングをもつて濫賣をなすことは、輸出品の價格を甚だしく動搖せしめ、輸入國の商人および消費者にとつて、却つて不利と不便を來し、従つて輸出を減退せしむるからである。固より價格統制がカルテル的な獨占價格となる時は、必ずしも輸出數量の増加を結果しないことがあるから、この點は警戒を要するが、今日の輸出統制において問題となつてゐる價格統制は、勿論かくの如き獨占價格ではあり得ない。最後に最も制限的性質を帶ぶる

8) 拙著・前掲書, p. 126-129.

9) 同上, p. 216-17.

のは數量統制であつて、直接には輸出の數量を或程度に制限せんとするものである。併しながらこの場合でも何故に數量統制を行ふかと言へば、結局においては輸出の堅實なる發展を期するからに外ならぬ。即ち無謀なる過剩輸出の結果は、濫賣または賣崩し競争を招致し、生産者または輸出商人の共倒れとなるのみならず、相手方の輸入商人または消費者を動搖不安に陥らしめて、結局は輸出減退を齎らすからである。たゞこの場合にも徒らに輸出數量を制限して、價格の吊上げを計るが如きは、輸出の促進を齎らす所以ではないから、警戒を要すること勿論である。その他に民間業者が輸出組合を組織して、統制的な共同施設をなし、關係當局が外交工作によつて統制的な協定を締約する等々、およそ輸出統制に關する總ての工作は、結局するところ輸出促進の目的に外ならぬ。

かくの如く今日の統制方法の中には、制限性のものと促進性のものがあり、殊に輸入統制に關するものを除けば、その大部分は促進的性質を有するものである。この點より見るもまた、貿易統制をもつて貿易制限と同視することの誤謬は明らかであらう。

##### 五、統制目標の制限性と促進性

今日の貿易統制は世界恐慌を個別的に打開せんとする必然的產物であるから、輸入の防遏と輸出の増進を直接の目的とすることは言ふまでもない。併しながら等しく輸入防遏・輸出増進を目

的としても、例へば中世的の貿易統制の如き重金思想に基づくものにあつては、輸入を出来るだけ最小に防遏し輸出を出来るだけ最大に増進すべく努力した。換言せば中世的貿易統制の目標は、最少の輸入と最大の輸出によつて貿易差額を最大ならしむるにあつた。<sup>10)</sup>今日の輸入防遏・輸出増進も、たゞこの點のみを見る時は、一見するところ中世的の貿易差額主義を目標とするかに見える。なるほど一部には確かに重金思想の復活を想はしむるものもある。また國際貸借の改善をもつて貿易統制の直接目的とする場合もある。併しながら國際貸借の改善を目的とする場合でも、その改善の目標は、逆調の貸借關係を改善するに止まり、積極的に金の蓄積を指すものではない。また産業上の理由から輸入防遏・輸出増進を目的とする場合でも、必ずしも輸入の最少と輸出の最大を企圖するものではない。今日では斯くの如きは不合理なるのみならず、不可能だからである。それ故に今日の貿易統制の目標は、輸出入の均衡または國際貸借の均衡を達成せしむる點にある。即ち輸入防遏の程度は、輸出をもつて決濟しうる程度を標準とし、輸出増進の程度は、輸入を決濟しうる程度まで増進するにある。而して貿易均衡の状態において、出来るだけ貿易總額を伸展せんとするにある。要言せば今日の貿易統制の目標は、貿易均衡の獲得または維持にあると言へる。

併しながら統制目標は均衡主義にありとしても、それはかのアダム・スミスの貿易均衡論ではない。スミス流の貿易均衡論に従へば、本來的に貿易は均衡するものであるといふ理論に立つて、

10) 拙著、貿易統制論、p.67.

それ故に貿易は自由に放任すべきであるといふ政策を主張する。然るに最近の貿易統制では之とは逆に、貿易は自由に放任すれば均衡するものではないといふ理論に立つて、それ故に政策的に之を均衡せしむべく統制せねばならぬと主張する。従つてこの場合の貿易均衡主義は、重金思想に基づく貿易差額主義と同じ意味において、意思的統制の結果として齎らさるゝ均衡であり、且つまた一國の貿易全體としての均衡に止まらず、個々の相手國との貿易を個別的に均衡せしめんとするものである。この二點において今日の貿易統制における目標上の特徴を認めねばならぬ。

ところでこの意味の統制目標は、必然にその統制をして制限的ならびに促進的性質を有せしめねばならぬ。即ち貿易をして意思統制的に且つ國別的に均衡せしめんためには、第一は輸出を基準として、輸入をその程度に制限することにより均衡を得らるべく、この場合にはそれは制限的性質を有せねばならぬ。第二は輸入を基準として、輸出をその程度にまで増進することにより均衡を得らるべく、この場合にはそれは明らかに促進的性質を有せねばならぬ。而して現實においては、兩者の歩み寄りによつて、輸入の制限と同時に輸出の促進によつて、兩者を均衡せしめんとする場合が寧ろ多いとすれば、現實の貿易統制には、制限性と同時に促進性の併立せねばならぬことも明らかであらう。

## 六、貿易統制の歴史的必然性

今日の貿易統制が單なる貿易の制限にあらざることは、それが如何なる歴史的必然性において出現し來つたかを考ふることによつて、より明らかにされるであらう。貿易統制が戦後の統制經濟の一面として、必然に出現し來つたことは今さら述ぶるまでもない<sup>11)</sup>。特に最近の新たな意味における貿易統制は、主として一九三〇年以後の世界恐慌を契機として、必然に惹きおこされたものである。

戦後一九二〇年以後の永續的不況は、之を個別的に打開せんとする各國の努力の結果として、主として従來の關稅による間接方法によつて貿易を統制せんとし、こゝに謂はゆる關稅高化競争を惹きおこしたが、戦後の不況は之によつて打開されざるのみか、却つて世界市場を狹隘化して不況を深刻化せしめ、遂に一九三〇年以後の世界恐慌を勃發せしめることゝなつた。そこでこの恐慌を打開せんがめたには、従來とは異なる意味の直接方法による貿易統制に向はねばならぬ。勿論そのために従來の關稅方法を全く放棄したのではない。關稅の方法はます／＼之を強化すると共に、全く新たな統制方法を採用したのである。また新たな統制方法も、それ以前に全く無かつたわけでない。たゞ大體について言ふ時は、今日の貿易統制は最近の世界恐慌と必然に關係することは言ふまでもない。

世界恐慌は世界資本主義の生産關係に由來すること勿論であるが、併しその直接の現象形態においては、恐慌は先づ流通過程に現はれる。即ち販賣の停滯・市場の缺乏これである。従つて恐慌

11) 拙著、貿易統制論、p. 1-29.

打開の對策は、何よりも先づ市場の維持または獲得に對する努力となつて現はれる。第一は國內市場の擁護策として採られる關稅高化となり、第二は外國市場の獲得策として採られる爲替低化となる。然るに關稅高化や爲替低化をもつては、世界恐慌は打開されざるのみならず、これらに對抗して恐慌を打開するためには、更に新たな方法を必要とする。最近の貿易統制はかくして時代の必然性に促されて出現した。それは世界恐慌の必然的產物である。

世界恐慌はまた恐慌一般の定則に従つて、株式恐慌に發端し産業恐慌を經過して、最後に金融恐慌となつて現はれた。産業恐慌は國內産業の救濟と海外市場の擴張を要求し、そこから貿易統制の必然性を齎らすこととなるが、金融恐慌はまた之とは全く別の途から、同じく貿易統制の必然性を結果することとなる。即ち金融恐慌の勃發する結果、その國の通貨制度を脅かし、貨幣價值を動搖せしむるに至る時は、これが對策としては、國際貸借および國際收支の改善を必然とし、そのためには必然に貿易統制に據らざるを得ない。今日世界において最も徹底的な爲替管理を實行し貿易統制を高度に進めてゐる國はドイツであるが、之は言ふまでもなく一九三一年七月以後の金融恐慌より來る必然の要求である。

金融恐慌より來る貿易統制は、當然に制限的要素の強いのを免れない。それは國際貸借の改善を主眼とし、而かも之を積極的に改善することの困難なる恐慌時にあつては、必然にこれが消極的改善を期せねばならず、そのためには輸入制限とならざるを得ないからである。けれどもこの

場合においても、出來うる限りは、輸出促進による積極的改善に向つても、その努力をつゞけることとなるから、例へば入超國へのバーター制の要求となり、或は爲替清算制の協定となり、何れかの方法により出來うるだけの輸出増加を企圖せねばならぬ。即ちこの場合の貿易統制にもまた、他方には促進的要素の含まれてゐることを忘るべきでない。

然るに産業恐慌より來る貿易統制にもまた、制限的なるものと促進的なるものとが併立する。例へば國內産業を救済するために行はるゝ輸入許可制・輸入割當制の如きは、多分に制限的要素を含むに反し、貿易調整のために行はるゝバーター制の如きは、却つて促進的のものであり、その他の輸出増進策としての貿易統制は、言ふまでもなく促進的である。

要するに今日の貿易統制が、如何なる歴史的必然性において存在するかを認識するならば、それが制限的および促進的要求を併有すべきことは明らかであり、況んや輸出統制の促進性の如きは自明でなければならぬ。かの輸出統制を輸出制限と同視するが如きは、この問題の歴史的社會性に關する認識を缺くものと言はねばならぬ。(九・二・四)